

議 事 録 抄 本

令和 7年 12月

福崎町農業委員会

令和7年12月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 12月23日(火) 15:00～

場 所 : サルビア会館2階 講義室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 山下事務局長、藪内課長補佐、和田

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
9番 柳田伸一郎	15番 岡 幸司

【署名人】

1番 牛尾 敏博	10番 尾崎 肇
----------	----------

<案件>

議案第33号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 1件

議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 5件

議案第35号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について
(委員会許可) 3件

議案第36号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
(知事許可) 1件

議案第37号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 1件

議案第38号	農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について	(委員会受理)	1件
議案第39号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について		65件
議案第40号	地域計画の変更案に係る意見聴取について		2件
報告第1号	公共事業の施工に伴う一時転用届出について		1件
報告第2号	農地使用貸借の合意解約通知について		7件
報告第3号	会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について		5件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会12月定例会を開催します。

本日、欠席の連絡はございません。農業委員定数12人中12人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

1番 牛尾 敏博	10番 尾崎 肇
----------	----------

委員にお願いします。本日は議案第33号から議案第40号に至る8議案、報告事項3件について審議願います。

それでは、はじめに議案第33号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第33号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

(事務局) 9番:資料1ページをご覧ください。申請地は、西大貫公民館から西約200

mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この願出地については、平成3年頃から倉庫が建っており、既に農業をできる状態になく、非農地として証明してほしいと願出されています。その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第33号 9番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(柳田委員) 9番：現地では、すでに農業用倉庫が建っていることを確認しました。現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第33号 9番について、質疑はありませんか。
前田委員どうぞ。

(前田委員) 建築確認等はどうかになっているのでしょうか。

(事務局) おそらく手続きされていないと思います。

(議長) 他に質疑はありませんか。
埴岡推進委員どうぞ。

(埴岡推進委員) 申請の内容は異なっていますが、同一人物がここ数ヶ月で何回も出てきて、質問の多い申請になっています。■■■■の申請ばかりしている気がするんですが。

(事務局) この願出が出てきた理由が、先月審議していただきました農地法第5条申請が関係しています。農地法第5条申請を行う際に今回の願出地に関しても手続きを行うよう県から代理人に話があったと聞いております。そのため、同時ではないものの二ヶ月に渡り申請が出てきております。

(議長) 他に質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 枝番が3つに分かれています、これについて説明はありましたか。

(事務局) 今回の願出地は■■■■の一部でした。■■■■については聞いておりません。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 33 号 9 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 33 号 9 番について、賛成の方は挙手願います。

<賛成多数>

[賛成 10 : 反対 1]

(議 長) 賛成多数でございますので、議案第33号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 1 件について、原案の内容で証明することといたします。

反対の意見を前田委員お願いいたします。

(前田委員) 建築の手続きもされていないものを良しとしていたら何でもかんでも良くなってしまいます。今後は詳細な説明をお願いします。

(議 長) 次に、議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 24 番 : 資料 2 ページをご覧ください。申請地は、柳田國男記念館から西約 100m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人の [] は数年前から自宅近くの農地を利用して自家用野菜を作っておりました。この度、親戚である譲渡人の [] から購入の話があり、譲受人宅の隣地であるため売買で話がまとまり、今回の申請が出てきております。取得後は果樹・野菜を栽培される予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 34 号 24 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(柳田委員) 24番：現地では、少し雑草が生えていますが最近草刈りを行い管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第34号 24番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) ■■■■■の地目は何でしょうか。

(事務局) 宅地です。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第34号 24番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第34号 24番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議長) 全員挙手でございますので、議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 24番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第34号 25・26番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 25・26番：譲受人が同じため併せて説明させていただきます。資料3から6ページをご覧ください。申請地は、八反田公民館から■■■■■及び■■■■■が北西約300m、■■■■■が北約50m、■■■■■、■■■■■及び■■■■■が南西約200mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。
この申請は、売買による所有権移転です。■■■■■は譲受人の父親が所有する■■■■■の隣地であることから、父親の農地とともに耕作を行うために申請が出てきました。その他の5筆に関しては、譲渡人が遠方に住んでいるため既に一部譲受人が耕作を行っておりました。今回、譲渡人の所有する農地及び宅地を購入したため今回の申請が出てきております。周辺は、集団化し

ていないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。また、■■■■、■■■■、■■■■及び■■■■を除く2筆について、今回の申請に併せて地域計画を変更しますので、ご意見があればお願いいたします。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第34号 25・26番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(柳田委員) 25・26番：現地では、草刈りされ管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第34号 25番・26番について、質疑はありませんか。
前田委員どうぞ。

(前田委員) 資料の1枚目の真ん中■■■■が115㎡で1畝と少しですが、なぜこのようになっているのでしょうか。畦があつて隣の農地と分かれていますか。

(事務局) 分かれています。畦も無いので連なっています。所有者が分かっている範囲で目印をつけいるように見受けられました。

(前田委員) 分かりました。

(議 長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第34号 25・26番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第34号 25・26番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 25・26番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第34号 30番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 30番：資料7ページをご覧ください。申請地は、南大貫公民館から南約250mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲渡人が転用を行うため、土地を測量したところ、一部譲受人所有農地の進入路になっていることが分かりました。そのため、今回の申請が出てきております。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第34号 30番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(柳田委員) 30番：現地では、法面で進入路の一部となっていることを確認しました。現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第34号 30番について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 現況地目、登記地目が田になっています。法面になっていますが、どこの農地に行くための法面ですか。

(事務局) に行くためのものです。

(山口委員) 田んぼに入るための法面は田ですね。宅地に入るためのものは宅地ですね。

(事務局) はい。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第34号 30番について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第34号 30番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第34号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 30番について、原案の内容で許可することといたします。

次に、議案第34号 31番について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 31番：資料8・9ページをご覧ください。申請地は、西ヶ首池から南約300mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。譲受人は町内で勤務しております。本申請に併せて隣接する■■■■及び■■■■の3条申請を姫路市農業委員会へ提出しております。耕作の大部分は姫路市の農地ですが、申請地が福崎町の農地のため双方に申請をしております。取得後は果樹を行う予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第34号 31番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(柳田委員) 31番：現地では、セイタカアワダチソウが生えていることを確認しました。現地調査班では、セイタカアワダチソウが生えていますが、機材を持っているとのことですので問題なしと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第34号 31番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第34号 31番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第34号 31番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第34号 農地法第3条の規定による農地等

の所有権移転許可申請承認 31番について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第35号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第35号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

(委員会許可)

(事務局) 27・28・29番：借受人が同じため併せて説明させていただきます。資料10～15ページをご覧ください。申請地は、長目公民館から■■■■、■■■■及び■■■■が南東約300m、■■■■及び■■■■が南約150m、■■■■、■■■■及び■■■■が北東約300mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、賃貸借権の設定です。借受人の■■■■は長目で父親が営んでいるぶどう農園で手伝いを行っていましたが、認定新規就農者になり自身でもぶどう農園を行うため、今回の申請が出てきております。■■■■及び■■■■は以前より借受人の父親が契約していましたが、借受人へ権利を変更いたします。周辺は、集団化していないため賃貸借権設定による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第35号 27・28・29番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(柳田委員) 27・28・29番：現地では、草が生えている部分もありますが、既にぶどうが植樹されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第35号 27・28・29番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第35号 27・28・29番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第35号 27・28・29番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第35号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認 27・28・29番について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第36号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第36号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(知事許可)

(事務局) 2番：資料16・17ページをご覧ください。申請地は、南大貫公民館から南約250mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は、自己所有地である ■■■■ 及び ■■■■ を露天駐車場、■■■■ 及び ■■■■ を宅地の一部へ転用するものです。自家用車の増車に伴い露天駐車場へ転用します。■■■■ 及び ■■■■ の転用申請をする際に測量・分筆を行い、■■■■ 及び ■■■■ が宅地内になっていることが分かり、併せて申請が出てきております。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第4条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第36号 2番について、現地調査済ですので報告願います。

(柳田委員) 2番：現地では、一部宅地であり農地は管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第36号 2番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第36号 2番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第 36 号 2 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11：反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認 1 件について、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

(事務局) 12 番：資料 18 ページをご覧ください。申請地は、井ノ口公民館から北約 100m に位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。この申請は寄付により植林を行い転用するものです。申請地は、XXXXXXXXXXの参道脇にあり、法面が高く崩落すると参拝者に危険が及ぶため、植林をする計画になっております。また、植える木の種類及び間隔についてはXXXXXXXXXXに相談に行ったと聞いております。近隣に農地を集約した農家がおらず、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 37 号 12 番について、現地調査済ですので報告願います。

(柳田委員) 12 番：現地では、竹藪に隣接しており、地が上がったところですが管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 37 号 12 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 37 号 12 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第 37 号 12 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 12 番について、原案の内容で県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第 38 号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 38 号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出について

(委員会受理)

(事務局) 1 番：資料 20・21 ページをご覧ください。申請地は、加治谷公民館から北約 100m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は地目を田から畑へ転換するものです。申請地は現在、果樹園及び畑として利用されており、現況と地目を合わせるために届出されております。地元区の同意も得ており、近隣に農地を集約した農家もいないため、受理要件は満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 38 号 1 番について、現地調査済ですので報告願います。

(柳田委員) 1 番：現地では、畑として利用されていることを確認しました。現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 38 号 1 番について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 38 号 1 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 38 号 1 番について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 38 号 農地の地目転換の適正化に関する要綱に基づく届出 1 件について、原案の内容で受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取について

(事務局) 資料 22～32 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画案の概要です。事前に議案書を配布させていただいておりますので、朗読は割愛させていただきます。田 148,222 m²、65 件です。
以上です。

(議 長) 議案第 39 号につきまして、関係委員がおられるため退出お願いいたします。
< 尾内推進委員 退席 >

議案第 39 号について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 非常に耕作する面積が広いということと、法人で所在地が大阪であるため町内で拠点を持たれるんでしょうか。

(事務局) 現在聞いておりますのは、XXXXXXXXXXさんが使用している倉庫を使用すると聞いております。

(山口委員) 倉庫は機械等を置く話だろうと思いますが、人材の話です。

(事務局) XXXXXXXXXXから社員が 1～2 名、農業大学校と農業高校から 2 名を雇用すると聞いております。また、加西市の営農組合から 2 名来ていただくと聞いております。

(議 長) 他に、質疑はありませんか。

< なし >

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 39 号について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 39 号について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 全員挙手でございますので、議案第 39 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取 65 件について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

< 尾内推進委員 着席 >

(議 長) 次に、議案第40号 地域計画（案）の変更に係る意見聴取について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第40号 地域計画の変更案に係る意見聴取について

(事務局) 資料 33 ページ及び別紙をご覧ください。地域計画の変更案に対して農業委員会の意見が求められております。今回 2 地区での変更があり、内容は西光寺は農地中間管理事業による農業を担う者の変更、桜は農地を地域計画から除外するための変更となっております。
以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 40 号について、質疑・意見はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 桜区が除外で出されてることはいいことだと思いますが、果たして将来的に集積率 100%というのは可能なんでしょうか。

(事務局) 各地区の中で話し合いされ、地域計画内では桜区は[]が担っていくことになりました。

(山口委員) 地域計画内外とありましたが、それは最初から分かれているものなんですか。

(事務局) 各地区におきまして、守っていく農地をどこにしていけるかを協議の場で話し合っていたと思います。そこで、守っていくと決まった農地が地域計画内の農地ということになります。

(山口委員) そうすれば、最初からこの農地は地域計画には入れないと決めれば、その地域計画に入れなかった農地は目標とする集積率の分母には入らないんですか。

(事務局) 地域計画内ではそうなります。

(山口委員) 分かりました。

(議長) 他に質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、採決に移ります。
議案第40号について、「特段の意見なし」と回答することに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議長) 全員挙手でございますので議案第40号 地域計画(案)の変更に係る意見聴取について、「特段の意見なし」と回答することといたします。

(議長) 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第1号 公共事業の施工に伴う一時転用届出について

資料34ページをお開きください。公共事業の施工に伴う一時転用届出がありましたことを報告します。

報告第2号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料35・36ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が7件出たことを報告します。

報告第3号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書について

資料37ページをお開きください。租税特別措置法に基づく、引き続き営農・特定貸付け証明を2件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を2件、耕作面積証明書を1件 計5件を発行したことを報告します。

以上です。

(議長) 報告事項について、質疑はありませんか。

<なし>

<16:05 終了>

○次回農業委員会開催日・・・1月20日(火) 15:00～

場所：役場2階 大会議室

署 名 人	牛尾 敏博
署 名 人	尾崎 肇